新見市告示第１９１号

公　示　送　達　書

下記書類の送達を受けるべき者の居所が不明のため、介護保険法第１４３条及び地方税法第２０条の２第１項の規定により公示します。

なお、下記書類は市長が保管し、いつでも申出があれば交付します。

令和　８　年１１月１０日

新見市長　石　田　　實

記

書類の送達を受ける者	送達する書類名	期別	書類枚数
千代田　勇	令和８年度介護保険料督促状	普徴３期	2

（注意）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示した日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。